

3 県内未発生期（国内発生早期以降）
予想される状況
○国内のいずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、新潟県では発生しておらず、かつ全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。
目的
1) 発生の遅延と県内発生の早期発見に努める。 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
1) 県内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 2) 国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生した場合の対策についての確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民等に準備を促す。 3) 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。 4) 県内未発生であっても、政府対策本部が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべき区域の公示を県が受けた場合は、積極的な感染対策等を行う。

(1) 実施体制

(1)-1 体制強化等

- ① 市は、必要に応じ、胎内市新型インフルエンザ等対策本部会議を開催し、国の基本的対処方針及び県の対処方針等を確認し、県内発生早期又は県内感染期に備えた対策を検討し、全庁一体となって対応に当たる。(総務課)(健康福祉課)
- ② 市は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえて、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認し、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。
(総務課)(健康福祉課)

(1)-2 緊急事態宣言の措置

① 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であると判断した場合は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、原則として、発生区域の存在する都道府県及び隣接県と

しており、新潟県がその指定を受けた場合は、通常に対応に加え、更に積極的な感染対策等を講ずるものとする。なお、全国的な人の交流起点となっている区域で発生している場合は、流行状況等も勘案し、早い段階で日本全域が指定される場合もあり得ることに留意する。

② 対策本部の設置（法定の対策本部）

市は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条第1項の規定により、胎内市新型インフルエンザ等対策本部を速やかに設置する。（総務課）（健康福祉課）

（2）サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

市は、引き続き、国や県、関係機関等から、新型インフルエンザ等対策に必要な国内外の情報（発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等）を収集する。

(2)-2 サーベイランスの強化等

県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に協力する。（健康福祉課）

サーベイランス・情報収集に関する県の対策（県行動計画抜粋）

- ・ 引き続き、インフルエンザ等に関する通常のサーベイランスを実施する。
- ・ 県内における新型インフルエンザ等患者を早期に発見し、臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。
- ・ 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ・ 引き続き、鳥類、豚等が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努める。

（3）情報提供・共有

(3)-1 情報提供

① 市は、市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状

県内未発生期（国内発生早期以降）

況と具体的な対策等を、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

（総務課）（健康福祉課）（市民生活課）

- ② 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策について情報を適切に提供する。

（総務課）（健康福祉課）（市民生活課）（学校教育課）

- ③ 市は、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。（健康福祉課）

- ④ 市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。（総務課）（健康福祉課）

(3)-2 情報共有

市は、国や県、関係機関等と、インターネット等の活用により、対策の理由やプロセス等について、リアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。（健康福祉課）

(3)-3 コールセンターの充実・強化

- ① 市は、国や県からの要請を受け、市民からの相談の増加に備え、コールセンター等の体制の充実・強化を図る。（健康福祉課）
- ② 市は、国から配布される相談対応に関するQ & Aが改定された場合は、速やかに相談等に活用し、情報提供に反映する。（健康福祉課）

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 県内でのまん延防止対策

- ① 市は、県と連携し、引き続き、市民等に対し、国から発出される感染症危険情報等をもとに、新型インフルエンザ等の発生状況や個人が取るべき対応に関する情報提供及び注意喚起等を行う。（健康福祉課）
- ② 市は、県内未発生期であっても、地域全体で積極的な感染対策を講じることで、流行のピークを遅らせることが重要であることから、県等と連携して、住民や事業者等に対して、次の要請を行う。
- ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用等咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要

請する。（健康福祉課）

- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。（総務課）（健康福祉課）
- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、県内発生した場合の、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を検討し、又は学校の設置者に検討を要請する。（総務課）（学校教育課）（健康福祉課）
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。（健康福祉課）
- ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。（健康福祉課）

(4)-2 水際対策

県では、引き続き、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、必要に応じて保健所において必要な健康監視等の対応をとる。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

なお、国は、国内の状況等を踏まえ水際対策の合理性が認められなくなった場合には、その措置を縮小することとしている。（総務課）（健康福祉課）

(4)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針等に基づき、県等が行う新型インフルエンザ等緊急事態措置等も踏まえ、必要に応じ、次の対策を行う。

① 外出自粛の要請等

市は、県が、特措法第 45 条第 1 項に基づき、県民に対して、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策を徹底するよう要請した場合は、市民等に周知する。

（総務課）（健康福祉課）

② 施設の使用制限の要請等

- ・ 市は、県が、特措法第 45 条第 2 項又は第 3 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対して、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請等をした場合は、市民や施設所有者等に周知するとともに、市有施設等について、必要な措置を講じる。

（総務課）（健康福祉課）（学校教育課）（生涯学習課）

- ・ 市は、県が、特措法第 24 条第 9 項、第 45 条第 1 項又は第 45 条第 3 項に基づき、学校、保育所等以外の施設等について、職場も含め、感染対策の徹底の要請等をした場合は、住民や施設所有者等に周知するとともに、市所有施設等について、必要な措置を講じる。（総務課）（総合政策課）（生涯学習課）

緊急事態宣言がされている場合の県等の措置（県行動計画抜粋）

① 外出自粛の要請等

県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、県民に対して、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策を徹底するよう要請する。この際、対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位等）となることが考えられる。

② 施設の使用制限の要請等

- ・ 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対して、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・経済の混乱を回避するために特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請又は指示を行った際は、特措法第 45 条第 4 項に基づき、その施設名を公表する。
- ・ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設等について、職場も含め、感染対策の徹底の要請を行う。当該要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。当該要請にもなお応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・経済の混乱を回避するため特に必要と認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請又は指示を行った際は、特措法第 45 条第 4 項に基づき、その施設名を公表する。

（５）予防接種

(5)-1 ワクチンの供給等

市は、県や国等と連携し、ワクチンの供給準備等に関する情報を積極的に収集し、予防接種体制の構築に役立てる。（健康福祉課）

(5)-2 接種体制

(5)-2-1 特定接種

市は、海外発生期に引き続き、特定接種を進める。（総務課）（健康福祉課）

(5)-2-2 住民接種

- ① 市は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生

した新型インフルエンザに関する情報等を踏まえ、市民等へ接種に関する情報提供を行う。（健康福祉課）

- ② 市は、パンデミックワクチンが供給可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。（健康福祉課）
- ③ 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校等の公的な施設を活用するか、医療機関へ委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。（健康福祉課）

(5)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、緊急事態宣言がされている場合には、国が示す基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。（健康福祉課）

(6) 医療

県（及び保健所設置市）では、医療に関して次のとおり対策を行うことから、市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。（健康福祉課）

医療に関する県の対策（県行動計画抜粋）

- 新型インフルエンザ等の症例定義
海外発生期に引き続き、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義及びその修正等に留意し、適宜、医療機関等に周知する。
- 医療体制の整備
海外発生期に引き続き、次の措置を講じる。
 - ・ 帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続するとともに、充実・強化を行う。
 - ・ 発生国からの帰国者等であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。
 - ・ 帰国者・接触者外来以外の一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性があることから、院内感染対策等を進めるよう求める。
 - ・ 医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
 - ・ 必要が生じた場合は、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療できる体制へ移行について、関係機関と調整を進める。
- 医療機関等への情報提供
新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に

提供する。

○ 検査体制の整備

病原体の情報に基づき、保健環境科学研究所又は衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等に対するPCR検査体制を確立する。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を把握し適切な流通を指導するとともに、放出に備えて医薬品卸売販売業者等と必要な調整を行う。
- ・ 県内発生早期、県内感染期に備え、医療機関等に対して抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう求める。

○ 医療機関・薬局等における警戒活動

- ・ 県警本部は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合は、上記に加え、必要に応じて、次の対策を行う。

○ 医療等の確保（特措法第47条）

医療機関並びに医薬品等の販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

（7）市民生活及び経済の安定の確保

(7)-1 事業者の対応

- ① 市は、国及び県が行う、県内の事業者に対する、発生状況等の情報収集、従業員の健康管理の徹底、職場における感染対策の開始に関する要請等について、適宜、協力する。
(総務課)(健康福祉課)
- ② 市は、国が行う、登録事業者に対する事業継続に向けた準備等の要請について、適宜、協力する。(総務課)(健康福祉課)

(7)-2 市民・事業者への呼びかけ

- ① 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者として適切な行動をとるよう呼びかける。(総務課)
- ② 市は、県等が行う、事業者等に対する、食料品、生活必需品等の価格の高騰、買い占めや売り惜しみの防止・回避等に係る要請等について、適宜、協力する。(総務課)

(7)-3 遺体の火葬・安置

市は、県等からの要請を踏まえ、引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が

起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。

(市民生活課)

(7)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

① 事業者の対応等

市は、国から示される、事業者の事業継続のための法令の弾力的運用の周知について、適宜、県に協力する。(総務課)

② 水の安定供給

市は、浄水・排水設備等の保守点検、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(上下水道課)

③ サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、県等と連携して、市内の事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始するとともに、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(総務課)

④ 生活関連物資等の価格の安定等

市は、県等と連携して、市民生活・経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(総務課)(商工観光課)

緊急事態宣言がされている場合の県等の措置（県行動計画抜粋）

○ 事業者の対応等

指定（地方）公共機関等は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。県内の登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、県は、国から示された、当該事業継続のための法令の弾力的運用について周知するとともに、その他必要な対応策を速やかに検討する。

○ 電気及びガス並びに水の安定供給（特措法第 52 条）

- ・ 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定（地方）公共機関等は、それぞれその行動計画又は業務計画等で定めるところにより、消毒その他

衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（企業局、関係部局）

○ 運送・通信・郵便等の確保（特措法第 53 条）

- ・ 運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画でさだめるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ・ 電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信の確保のために必要な措置を講ずる。
- ・ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

○ サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、県内の事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始するとともに、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

○ 緊急物資の運送等（特措法第 54 条）

- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売事業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器等の配送を要請する。
- ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じない場合は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

○ 生活関連物資等の価格の安定等

県及び市町村は、県民生活・経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

○ 犯罪の予防・取締り

県警本部は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。